

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」に関する御意見等を募集した結果について

長野県警察では、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の改正案の概要

- 盗撮等に係る規制場所の限定の撤廃及び規制行為の拡大
- 嫌がらせ行為に係る規制の追加
- 題名の改正

について、令和3年9月13日から同年10月3日までの間、県民の皆様から御意見・御提案の募集を行ったところ、合計9件の御意見等をいただきました。

いただいた御意見等の概要と、これに対する県警察の考え方について、次のとおり公表します。

項目	意見等の概要	県警察の考え方
盗撮行為	盗撮はどこであっても許すことのできない卑劣な行為です。 今回の規制場所の撤廃で、そういった不安が払拭できる近道になれば良いと思います。 【同一意見1件】	県民の皆様の安全・安心を確保するため、盗撮行為の取締りに一層努めてまいります。
嫌がらせ行為	嫌がらせの要件を「ねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で」とできるだけ明確に規定すべきと考える。 【同一意見1件】	御意見を参考に、規制される行為を明確にするため、「妬み、恨みその他の悪意の感情又は自己の性的欲求を充足する目的」の行為を規制する内容としております。
	県や自治体の行政側が嫌がらせ行為に対する、指導・助言を行うことを明記すべきと考える。 【同一意見1件】	県や自治体の行政側が嫌がらせ行為に対する指導・助言を行うか否かについては、当該県や自治体において、検討されるべきものと考えます。
	嫌がらせの規制追加項目に、「差別発言（行為）の禁止」を追加してほしい。	「差別的言動」や「悪質クレーム」については行為の内容により、新設する「嫌がらせ行為」に該当する場合もあると考えており、こうした言動に限定した項目は盛り込んでおりません。 なお、今後も社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて条例改正を検討してまいります。
	部落差別による暴力・暴言を許さない。 今、取り締まる方法がないなら今後大きな犯罪になる前に、防止していくことが大切だと考える。	
行政機関、民間企業等に対する悪質クレームを効果的に取り締まれる条例にしてほしい。		
その他	悪質な行為が違反になるか警察の裁量で判断されないよう漏れのない分かりやすい条例を作って欲しい。 【同一意見2件】	条例案は、県民の皆様にご理解いただける限りわかりやすいものとなるように配慮して策定しました。 なお、条例の運用にあたっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱しないように適切に運用してまいります。